

午後3時19分 再開

○岡田議長 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

吉岡議員。

[吉岡議員質問席へ]

○吉岡議員 皆様、ごきげんよう。会派よなご・未来、吉岡古都でございます。本日は、大きく3点について質問してまいりたいと思います。本日は障がい者支援の質問をするということで、障がい者アートで有名なヘラルボニーのスカーフを身につけて臨んでおります。本日、最後の登壇となりますが、アートに力を得て、しっかりと質問してまいりたいと思いますので、明快な御答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、1つ目、指定管理者制度における住民サービスの質の担保について聞いてまいります。

指定管理者制度が始まって20年がたちます。淀江ゆめ温泉のレジオネラ菌の問題をはじめとした様々な事案を通して、制度疲労を起こし始めているのではないかということを感じています。まず、住民サービスの質の確保という観点から、指定管理者制度における再々委託の問題について伺います。淀江ゆめ温泉のレジオネラ菌問題については、6月定例会と9月定例会で質問をさせていただきましたが、その際に十分にただし切れなかった点について改めて確認したいと思います。今回、レジオネラ菌の繁殖場所となった配管の清掃業務については、指定管理者から清掃業者へ直接委託されたのではなく、再々委託の状態になっていたにもかかわらず、市はそのことを把握していなかったということが質

間で明らかになりました。

1点目に伺います。現在の基本協定上、再々委託の禁止または届出承認義務はどのように規定されていますでしょうか。その上で、今回のケースは基本協定違反に当たるのかどうか、市としてどのように認識しているのか見解を伺います。

○岡田議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 再々委託の禁止または届出に関する規定についてのお尋ねでございます。淀江ゆめ温泉の指定管理に関する基本協定において、再委託に関しましては、指定管理者は管理業務の処理を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。ただし、あらかじめ米子市の承認を受けた一部の業務については、この限りではないと規定しております。

今回のケースが基本協定違反に当たるかにつきましては、再委託する業務のうち、より専門性が必要な業務の一部をさらに委託することについては、再委託の規定が適用されるものであり、市の管理下において再々委託することは認められているものと考えております。今回のケースにつきましては、指定管理者から毎年提出される事業計画書において、浴場設備の清掃業務については再委託する旨が記載されており、基本協定の違反には当たらないが、再々委託先の把握については、私どもとしましても不十分だったため、事業計画書の記載方法を改めることを事業者と確認したところでございます。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 御答弁で、より専門性が必要な業務の一部をさらに委託するときにはというようなことでしたが、そもそも専門性を

持たないことが分かっている事業者をわざわざ間に挟んで再々委託する必要性というのはどこにありますでしょうか。

○岡田議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 今回、当該の事案につきましては、淀江ゆめ温泉の配管清掃業務の件と解します。このより専門性が必要な高圧洗浄、こちら薬剤消毒を行っているものですが、配管等の機械設備を保守管理している業者との連携も必要なことから、再々委託することを妨げるものではないと考えております。ただ一方、再発防止のためには、専門的な知識や経験を有する事業者からの助言が必要であることを再認識したところでもございますので、引き続き指定管理者とともに関係機関との連携強化や情報収集に努める必要があると、そのような認識をしております。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 連携が必要ということで理解をいたしました。

では、2点目に、再々委託とレジオネラ対策との関係について伺います。私は9月定例会で、指定管理者から直接委託されていない構造がレジオネラ対策の不十分さにつながった可能性というものを指摘しました。実際に配管清掃において、指定管理者と実際の清掃業者との間の情報共有、指示、確認の在り方に問題がなかったのか、再々委託の構造が衛生管理、点検の責任の所在を曖昧にしていなかったか、この点について市としてどのように検証されているのか、現時点での評価、認識を伺います。

○岡田議長 山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長 御指摘の配管清掃につきましては、機械設備の保守管理を再委託してある業者を通じまして再々委託してあるもの

ではございますが、指定管理者からは、清掃時には職員が必ず同席し、作業状況や結果についての確認を行っていると伺っております。特段の問題がないものと認識しております。

また、作業の現場において、清掃業者と指定管理者双方での状況確認を行っており、適切な業務が遂行されているものと認識しております。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 私はもともと、再々委託業者さんが手抜きの作業をしたということは思っておりません。ただ、間接的な委託ということであれば、言われた業務だけをやるというのは当たり前のことで、その業者さんが本来持つておられるノウハウというものが十分に生かし切れてなかつたのではないかということを言っているわけです。先ほども民間のノウハウというようなやり取りがありましたが、要するに、再々委託ということではなく、直接委託するということで、質の向上を図ってはいかがかという提案がありました。

また、事業計画書の記載方法を改めるという取決めをされたという御答弁がありました。委託状況を市が把握するための第一歩であると考えますが、そういった取決めは市全体に適用していくものと思います。

そこで、3点目に、今後の協定の見直しの方向性について伺います。住民サービスの質と安全性を確保する観点からは、再々委託そのものを禁止する、やむを得ず行う場合でも、市への事前報告、承認を協定に明記するといった対応が必要ではないかと考えます。再々委託の禁止、または報告義務の徹底を基本協定に明文

化する考えはあるのか。ないのであれば、どのような仕組みで、委託、再委託の連鎖があっても、サービスの品質、安全性を担保するつもりなのか、具体的な方策を伺います。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 指定管理における基本協定でございますが、指定管理者の再委託につきましては、施設の安全管理の徹底を目的とし、協定書に明記されている管理業務の範囲を逸脱しないことや、市との協議が必要な事項を規定をしております。施設管理において専門性を必要とする業務の一部をさらに委託するなどの場合も想定されますが、再々委託の禁止や事前報告の承認は基本協定に明文化していないものの、指定管理者がその旨を市に報告することは当然のことだと考えております。

業務の多層的な委託構造により、市の管理監督の目が行き届かなくなることはあってはならないことでございまして、指定管理制度の事務の手引、これを定めておりますが、この事務の手引に定める既存のチェック体制の仕組みを厳格に運用し、施設所管課において再々委託を含めた管理体制の把握を徹底することにより、サービスの品質、安全性を担保していく考え方でございます。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 再々委託の状態を解消する方向性でないということは確認ができました。

では、市が把握していれば、再々々委託も再々々々委託も可能ということでしょうか。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 再々々委託というようなお言葉をいただいてお

りますけれど、まず、管理に係る基本協定の目的でございますが、施設の適正管理をすることが目的でございまして、先ほど申し上げましたように、業務の多層的な委託構造により市の管理監督の目が行き届かないようなことがないように、市が管理体制の把握を徹底することが重要であると考えております。再委託の連鎖がどこまで可能かという段階のお話ではなくて、専門性の高い業務、先ほどと重なりますけれど、再委託する可能性も想定はされますが、個々の施設の状況において、まずは施設管理者が管理体制の把握を徹底すること、これが重要だと考えております。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 その前の答弁で明文化はしていないものの、指定管理者者がその旨を市に報告することは当然のことであるとの御答弁でしたが、その当然のことが淀江ゆめ温泉では行われておらず、淀江振興課では事業計画書の記載方法の変更を事業者と確認をしておられるわけですが、それをほかの施設にも徹底する考えはないでしょうか。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 施設の管理体制は、先ほど申しましたように、指定管理者から市に当然報告されるものと承知をしております。当然のことございまして、改めて周知を図るという考えは持っておりません。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 では、その当然のことを今後は徹底をされるということですね。

なぜシンプルに再委託のみにする、再々委託を禁ずる、直接委

託してもらうということにならないのかというのは本当に疑問です。なぜなら、こういう姿勢は、中抜き容認と取られてもおかしくないというふうに思います。多層な委託構造におけるお金の流れまで把握できるというふうにお考えでしょうか。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 お金の流れといいますより、管理の把握という点で考えております。ですので、先ほどの御答弁と重なりますけれど、施設管理におきまして、必要に応じて一部のさらなる委託、再委託をすることは想定されるものではあるとは思いますが、指定管理者がその旨を施設の設置者である市に報告するのは当然のことです。協定書等で再々委託などまで定める考えは持っておりませんで、あくまで管理の中で実施すべきものと承知をしております。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 なかなかかみ合わないわけですが、その市が管理ができるというふうに考えていることと、例えば孫請で請け負った業者さんの側から見ますと、孫請なんだから、言われたことだけやっていればいい、先ほど申し上げましたけど、それ以上のことはやらなくていいということになると、質が下がるのではないかということを先ほどから申し上げているわけであります。徹底をする、きちんとチェックをするという御答弁がありますが、リスクマネジメントにおきましては、きちんとするとか徹底するというのは、それは対策を取ったことにはならないというふうに思います。職員さんの手間が増えるだけとも思います。記憶に新しいですが、尼崎市の事例などでは、指定管理ではなかったとはいえ、

再委託、再委託の状況が続いて、ＵＳＢメモリーの紛失というようなことにもつながりましたので、なかなか管理を仕切るということは難しいのかなと思いますので、その辺りは仕組みでもってして、そういうことが起こらないということを定めるべきではないかという御提案です。

次に、淀江ゆめ温泉を含む非公募による指定管理者の再指定の在り方について伺います。淀江ゆめ温泉については、これまでの指定管理者が非公募で指定されており、来年度からの5年間についても同じ事業者を同様に非公募で再指定する方針と伺っています。しかし、今回、人身被害を伴うレジオネラ菌の事故を起こした事業者を競争のない非公募で再度指定するというのは、市民感情や住民サービスの質の観点から到底納得し難い部分があります。

そこで伺います。人身被害を生じさせた事業者を非公募のまま再指定することについて、どのような妥当性があると考えておられるのか。事故の原因分析、再発防止策の実効性、住民の信頼回復、これらを踏まえた上で、なお非公募で再指定する理由とリスク評価について説明を求めます。

○岡田議長　山浦淀江支所長。

○山浦淀江支所長　このたびのレジオネラ菌検出に伴う体調不良者と淀江ゆめ温泉との直接的な因果関係は確認できない状況ではございますが、今回の事案を真摯に受け止め、利用者の安全を最優先に考えた再発防止策に取り組んでいるところでございます。

リスク評価等につきましては、現時点では指定管理の再指定が確定していない状況でございますが、選定候補者とする理由としま

しては、淀江ゆめ温泉の泉源を所有していることが大きな要因でございます。

レジオネラ菌が検出された原因は、指定管理者による施設の管理上の瑕疵によるものではございますが、今回の事案を真摯に受け止め、衛生管理マニュアルの抜本的な改定や衛生管理研修の実施により、全社員による衛生管理に対する意識の向上を図るなど、再発防止策に取り組んでいるところでございます。

また、リスク対策を強化するため、常時、温泉水及び地下水の塩素消毒を行っており、県による塩素濃度の確認や助言も適宜受けながら、信頼回復に努めているところでございます。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 再発防止のために真摯に取り組んでいただいているということは、淀江ゆめ温泉の現地調査でも確認をしているところです。鳥取県も対策に乗り出していたいただいており、淀江の事象に限って言えば、再発のリスクは大きく下がっているように思います。ただ、先ほども民営化というようなお話もありましたので、非公募での選定に当たりましては、松江市などの例を見ますと、そういうった施設の方針が定まらない、変える予定があるという場合は、指定を1年にするとか、非公募は4年にするとかというふうな柔軟な対応、柔軟な対応というか、そういうふうに決めておられますので、そういうことも考慮していく必要があるかなと思っています。

非公募の状態が長く続いていることによるリスクというのは、どういった場面で起きてくるかは不明です。温暖化や少子高齢化など外的要因の変化も大きいので、これまでどおりにやることそ

のものがリスクになりかねません。今議会の議案となっているもののうち、半数が非公募となっています。コストダウンだけでなく、住民サービスの質を担保し、常によりよい運営を目指すという観点から、これだけ多くの施設が非公募となっている現状をどのように評価しているのか。また、今後、公募を原則としつつ、真に非公募が妥当と言える例外を限定していくといった方向性を検討する考えはないか伺います。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 現在も指定管理者は公募が原則でございます。その上で、指定管理制度は、公の施設の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより指定管理者に管理を行わせるものでございます。米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例、いわゆる手続条例におきましては、申し上げましたように、公募を原則としつつ、市の施設の設置の目的を効果的に達成するためには、当該市の施設の管理を特定の法人等に行わせる必要があると認めるときには、公募によらないで当該特定の法人を当該市の施設の指定管理者の候補者として選定することができるとしております。この方針の下に、指定管理者を公募または非公募としているところでございまして、引き続き公募を原則としつつ、公の施設の所管課におきまして施設の特性などを勘案し、個別の案件に応じて判断を行うことが、結果として住民サービスの質の担保につながるものと考えておりますので、現時点におきまして、一律に例外を限定していくような考えは持っておりません。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 非公募にすることで、むしろ住民サービスを担保でできるケースがあるということは理解をしますが、それは何かケースを限定しないということになると、恣意的な判断ということも考えられますし、全く別の視点やノウハウを生かすという点や、本来の目的である価格の競争ということがすっぽり抜け落ちてしまうのではないかと危惧をしております。固定観念を取り払っての判断を求めます。

次に、質を担保するための評価の在り方について伺います。競争原理が働かないのであれば、適切な評価が重要となります。現在、米子市では、非公募の場合の評価方法として、現行の指定管理者を基準とした相対評価方式を採用しています。しかし、この方式では、住民サービスの質が多少よくなっても悪くなっても、現状と同程度などの評価にとどまり、事業者の努力や改善の成果が評価に反映されにくい。逆にサービスが低下しても、相対的には大きなマイナスが見えにくいといった問題があります。

そこで伺います。現行の相対評価方式は、事業者のサービス向上へのインセンティブをそぐ可能性があると考えますが、市はどういう認識をおられますでしょうか。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 非公募だけでなく、公募も相対評価でございます。

まず、非公募とする施設につきましては、専門性の高さや人材確保能力、地域における代替不可能性などの理由から非公募としてるものと承知しております。この非公募としたものにつきましては、更新年度の前年の5月に各常任委員会で御報告もしてい

るところでございます。

指定管理者の選定の評価におきましては、現行の管理団体の管理水準を評定項目の普通に置いて、応募団体の管理水準を評価するというやり方ですけれど、非公募におきましては、更新時ごとに施設管理課とその団体におきまして事業計画書等の策定の協議を行います。その策定協議の際に、市民サービスの維持向上に向けた協議を行い、その結果は、法人が後に市に提出する事業計画書に反映されているところでございます。この前提の下、市が求める施設運営及び管理基準を満たしている場合を相対的に普通と評価しているものでございまして、相対評価方式が事業者のサービス向上へのインセンティブをそぐとの御意見は当たらないものと考えております。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 インセンティブをそいでないかどうかというのは、事業者さんに聞かなければ分からぬのかなとは思います。住民サービスの質を本当に向上させていくためには、事前に達成すべき水準や指標を明示した上で絶対評価、住民満足度調査や第三者評価の活用、事故、苦情、トラブル件数の評価反映などを組み合わせていく必要があると考えます。こうした点を踏まえ、評価方法の見直しを行う考えはあるのか。あるとすれば、その方向性を、ないとすれば、その理由を伺います。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 評価方法でございますが、まず、市民サービスの維持向上の観点から、現行の管理水準との比較であります相対評価を原則としつつ、一部、具体的には経費節減効果の市の試算

に対する割合、経費軽減率とでも申しましようか、これについては、絶対評価を一部採用しております。現時点においては、現在の評価方法を継続していく考え方でございます。

なお、住民サービスの質向上に向けて、住民満足度調査につきまして、こちらは重要であると考えております。令和6年度からは、各施設内にQRコードを設置しまして、利用者アンケートを導入もしております、引き続き適切な施設運営に努めてまいり考え方でございます。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 住民満足度を評価するという方向性はとてもいいと思います。公文書公開請求により、幾つかの指定管理者の自己評価など、モニタリングの状況を確認させていただきましたが、利用者アンケートの結果報告や苦情処理の報告などに施設によって大きく差がありました。ある施設に至っては、私自身が利用者として苦情を申し上げたことが報告されていなかったりと、市の要求を満たしているとはいっても、住民の満足度という点では評価し切れていないと感じていました。利用者アンケートの結果に数値目標を設定するなど、実効性のあるものにすることを要望いたします。

④番のガイドラインの策定についてですが、指定管理に関する取決めが条例、手引、内規など、ばらばらになっているように感じましたので、ガイドラインの策定を求めて質問する予定でしたが、事前のやり取りの中で、既に本年3月にこの指定管理者制度事務の手引というものに一本化されて、改善がなされているということなので、この項目の質問は割愛をさせていただきたいと思

います。

この手引なんですが、こういうものがあったらしいなと思っていたものにかなり近い形で整理していただいている。ただ、選定における追加項目というのがここに記されているわけなんですが、これまでの閉会中委員会などで、このことに関して説明があってもよかったです。これまでの閉会中委員会などで、このことに関して説明があってもよかったです。この評価の基準の変化というものを、私たち、何も知らずに今回議決をしないといけないというようなことでは困るなと思いましたので、この説明がなかったことについて、よろしければコメントをお願いできますでしょうか。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 まず、市が作っております事務の手引でございますけれど、これは施設所管課におきまして、指定管理の選定事務を適正に行うための事務に必要な手引という位置づけでございます。このことから作成はしております、内部でその内容について施設所管課に対して説明会も行っておりますけれど、広く公表しているものではありません。そして、手引の、今回、令和7年3月に変更しておりますが、変更の内容につきまして、議会の御報告、手引自体の、事務手引ですので、こちらの御報告はしておりませんけれど、各常任委員会では、適用方針、あるいはホームページなどでは、選定委員会におきます答申の内容ですとか選定基準、またその結果につきましても、ホームページ、併せて市議会のほうには御報告をしているところでございます。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員　この中に、地元事業者への評価ということで、評価項目に加点を行いますと書いてあるんですが、これが何か委員会で出された資料で唐突にこの加点がされているようなふうに思ったので質問をしたわけですが、こういったことも戸惑わないような説明があってもよかったですのかなと思います。

御答弁ありましたように、これは事務の手引ということで、内向きな内容なんですが、でも、市の考え方というものがしっかりと書かれていますし、非常によくまとめられているものだなと思っていますので、これを市民と共有できるものに発展していくかるということを期待しておきたいと思います。

では、次の2番目、市内事業所における虐待認定についてに移ります。

1番目に、虐待認定に至った経緯と本市の対応について伺います。市内の障がい者支援事業所において、利用者に対する虐待があったと米子市が認定したことが報道されています。虐待認定に至った経緯、相談、通報から認定までのプロセス、そして、これまでの市としての対応状況について、個人情報には配慮した上で、可能な範囲で説明を求めます。

○岡田議長　塙田福祉保健部長。

○塙田福祉保健部長　このたびの経緯、その後の市の対応についてでございます。施設従事者等による虐待が疑われる事案があった旨の通報を受けまして、当事者や関係者から聞き取りなどの事実確認を行い、心理的な虐待として認められたため、県へ報告したものでございます。その後、県や関係機関と連携をいたしまして、虐待を受けた方や御家族への継続的なフォローアップを行う

とともに、事業所職員に対する虐待防止研修などを行うなど、よりよい支援の実施に向けた対応を行っているところでございます。

なお、これらの本市の対応につきましては、本市の対応マニュアルに従って対応したところでございます。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 本市においては、虐待認定で終わることなく、利用者の方へのよりよい支援に向けて、市も加わった専門家チームで検討していただいているということで、感謝をしております。

市が認定したことについて、市民への情報提供はどのように行ったのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 市民の皆様への情報提供でございますが、今回の事案に限らず、本市からは市民に向けた情報提供は行っておりませんが、県が法に基づきまして、毎年度、虐待事象の状況を報告しているところでございます。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 市として、市民に対して情報提供する考えはありませんか。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 今回の事案におきましては、本市としては、県と連携をいたしまして、法に基づいて適切に対応したものでございますので、公表しないことに問題はないものと考えております。ほかの事案におきましては、個人情報ですとか利用者への影響などを配慮した上で、公表すべき事案につきましては、個別に判断していく考え方でございます。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 逆に捉えますと、個別の判断で公表を控えることもできますので、恣意的に運用される余地があるなというふうに思います。市民が事業所を選ぶ場合にも、こういったことは必要な情報ですので、公開を前提とするということを要望しておきます。

次に、人権尊重都市米子市における事業者の責務について伺います。人権尊重都市米子市の実現に向け、今議会に人権尊重のまち米子市をつくる条例の制定が議案として上程されています。ネット空間での誹謗中傷などもあり、人権侵害というものが特定の属性の人だけに起こるものではなくなってきています。これまで差別事案に偏っていた人権政策が、誰にでも起これり得る、または起こっている問題として認識される第一歩になることを期待しているところです。

そこで、官民連携や公共調達の場面における事業者の責務について伺います。県所管事業で利用者への虐待が認定された事業所が市の補助金事業も請け負っているという事実をどのように受け止めておられますでしょうか。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 このたび虐待事象として認められる事象が発生いたしましたことは、大変遺憾でございまして、再びこのようなことが起きてはならないと考えております。県から発出された勧告内容や指摘事項に対する改善策として、事業所が行った虐待防止研修の講師を本市職員が担うなど、市としても改善に向けた取組に対して支援を行ったところでございます。

当該法人は市の補助事業を担っていることから、改善状況を継

続的に確認をしますとともに、補助事業が適切に運営されるよう、助言や指導を行っていく考えでございます。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 繼続的に伴走支援をしていただいていることは承知をしておりますが、そういうった助言、指導にもかかわらず、改善しない場合は、どのように対処されますか。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 このたびのことに関しましては、事業所から県に対して勧告等に係る改善報告が提出されると聞いております。本市としては、その改善状況を確認していくこととしたいと考えております。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 まだ虐待認定された行為が継続しているというようなことも仄聞をしておりますので、しっかり確認をしていただきたいと思います。

指定管理、委託、補助金、入札など、あらゆる官民連携や公共調達において、契約書や協定書の中の人権尊重に関する条項を明記し、その遵守状況の報告義務や違反時の是正措置、契約解除などの規定を設けることは、人権侵害の未然防止、再発防止の観点から極めて重要と考えます。今回のケースのように、事業所の管理者が人権侵害の当事者である場合は、特に必要なことと考えます。そのため、契約上に人権尊重条項を必ず盛り込み、その遵守を促すことについてどのような所見をお持ちか伺います。

○岡田議長 松本人権政策監。

○松本人権政策監 契約上に人権尊重条項を必ず盛り込み、その

遵守を促すことについてでございますが、公共調達に際し、契約等に人権尊重条項を盛り込むことにつきまして、国、省庁で推奨する動向があることは承知しております。一方で、人権侵害行為の特定など、様々な実務上の課題もあり、鳥取県を含め、近隣自治体での導入例はないのが現状でございます。慎重な対応が求められるテーマであると考えておるところでございます。

本市といたしましては、事業者が人権尊重の視点に立って事業を行うよう努めることは事業者の責務であると考えており、今議会に提案中の人権尊重のまち米子市をつくる条例案にもその旨の規定を位置づけているところでございます。議案を御承認いただきましたら、この規定に沿って、人権侵害の未然防止、再発防止のため、様々な施策を通じ、事業者の人権意識を高め、人権尊重社会の実現を図っていく決意でございます。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 事業者の責務も書かれるということで、期待をしております。御紹介のあったとおり、国は2020年10月、国連ビジネスと人権に関する指導原則等も踏まえ、ビジネスと人権に関する行動計画を策定し、2022年9月13日、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインが決定をされています。企業に対して自社や取引先などにおいて人権を重視した取組を求めるものですが、こういった義務を浸透させるに当たって、官民連携で事業を実施する自治体の役割は大きいと考えます。ビジネスと人権は、単なる社会貢献ではなく、人手不足が深刻な地方都市にとって、人材から選ばれる地方になるための必須条件でもあります。本市ではかつて、子ども施設でも経営者

による職員や子どもへの人権侵害行為があり、閉園に追い込まれるという事案が起こっています。保育や療育について専門知識を持たない者でも事業を実施することができる仕組みの中では、人権侵害行為も保育や療育の範疇であるという強い思いの下、サービス提供が行われる可能性を内包することになります。本件を個別事象と捉えることなく、市と官民連携する事業所はもちろん、本市自身も先導役となるよう、取組をより一層進めていただきましますよう求めておきます。

次に、3番、物価高騰対策について伺います。

1番、おこめ券配付の総括についてです。食料品をはじめとする生活必需品の価格上昇を受け、国は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に2兆円の追加を閣議決定し、全国の自治体に交付する方針を固めたところです。中でも、特別枠4,000億円を使ったおこめ券の配付が話題となっていますが、本市では、令和4年度に同事業を先行実施しています。決算審議の答弁も踏まえ、予算承認から市民への配付までの一連のプロセスを含めて、改めて総括を伺います。

○岡田議長　若林経済部長。

○若林経済部長　令和4年度に実施しましたおこめ券配付事業についてお答えいたします。まず、予算承認から配付までの流れでございますが、おこめ券配付事業につきましては、総事業費は3億8,903万6,000円であります。内訳は、おこめ券の購入が3億4,627万5,000円、郵送料が3,264万9,000円、発送やコールセンターの委託料が1,009万6,000円、その他未受領者へのはがき代などが1万7,000円となっております。配

付までの流れといたしましては、令和4年12月の議会での議決を経まして、令和5年2月1日から3月24日の間に全世帯に送付、その後、何らかの理由でお受け取りになっておられない方に対しまして、お知らせのはがきを送付いたしまして、同年6月末まで経済戦略課窓口で対面でお渡しを行いました。

当時の職員の人的負担等でございますが、人役、業務時間等を数字でお示しすることはちょっと困難でございますが、金券でありますことから、原則、対面での受け取りとなっておりまして、再配達やその後の窓口配付などに時間や手間がかかったというのは事実でございます。さらに、窓口での配付期間中は、おこめ券を厳重に保管するため、施錠可能な保管場所の確保が必要であったこと、これは、経済戦略課のフロアとは別のフロアでございました。また、窓口でのお渡しに当たっては、複数職員での本人確認や枚数確認など、職員だけでなく、市民の方にも、皆様にも御負担をおかけすることになりました。

当時の反省点等でございますが、本事業に関しては、短期間でいかに広く周知するかが課題であったと考えております。

○岡田議長　吉岡議員。

○吉岡議員　次の質問も全部答えていただきまして、概要がしっかりとまた再確認できたなと思います。このおこめ券配付に関しては、様々な報道で、経費がかかるとか、一部業者への利益誘導じゃないかとか、そういうことが言われていますけど、実際に実施をした米子市ならではの対面での受け取りの煩雑さや、結局、配付期間が長くかかったというような苦労話というのは全国の自治体に共有されるべきものではないかと思っております。

この事業に伴う経費は約6,800万円、事業費全体の17.4%ぐらいだったと記憶しております。では、このことを踏まえまして、次の水道料金の減免について伺います。推奨事業メニューとして、水道料金の減免というのも追加をされています。本市が令和2年度に実施した住民税非課税世帯を対象とする上水道料金支援事業の対象範囲、減免内容、実施期間、事業費など、概要について説明を求めます。

○岡田議長 下関上下水道局長。

○下関上下水道局長 令和2年度に実施いたしましたのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した減免でございます。対象範囲といたしましては、住民税の非課税世帯9,817世帯に対して減免をしたところでございます。令和3年1月検針分及び2月検針分の基本料金部分について減免を行いました。減免総額といたしましては、1,828万円程度でございます。そのほかに、システム改修経費といたしまして264万円ほどかかりております。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 支給対象がかなり狭いということで、改修費用の割合が大きく見えておりますが、全国的には、全給水先を対象にした上水道の基本料金の減免ということをする自治体が増えてきています。本市で実施する場合の財政的、制度的可能性、市民のメリット、実施に伴う課題について伺います。

○岡田議長 下関上下水道局長。

○下関上下水道局長 まずは、実施の可能性についてでございますけれども、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の推

奨事業メニューには、地方公共団体が行う水道料金の減免も含まれております。当該交付金を活用した水道料金の減免は可能でございますが、物価高騰対策につきましては、市全体の中でその政策効果等を踏まえまして、実施について判断することになるものと考えております。

それと、市民にとってのメリットということでございますけれども、水道料金の減免によりまして、物価高騰の影響を受けた方、それと、事業者の方にとって、支援の一つになるものと考えております。また、一律の減免でございますれば、申請手続は不要となる、このこともメリットだというふうに考えております。

最後に、課題ということでございますけれども、水道局は2市1村に対して水道を供給してございます。境港市及び日吉津村との調整、こういったことも必要になってくると思っております。それと、減免の対象範囲ですとか、あるいは期間、こういったような検討も必要になるものと考えております。そして、使用者名義が家主である場合の集合住宅、これに対する減免をする場合、家主に対する減免でございますので、入居者に支援が行き届くようにするための方策、こういったものも検討する必要があると考えております。また、水道事業会計が一時的に減収となりますので、その期間の資金繰り、こういったような検討も、対応も必要になってくるものと考えております。そして、システム改修に一定の時間を要すること、そういったようなことがございます。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 システム改修に時間がかかるということですが、減免の実施までの期間はどれくらいと見込めますでしょうか、過去

の実績でもよろしいですし、今後の見込みでもいいですが。

○岡田議長 下関上下水道局長。

○下関上下水道局長 その実施に伴う準備期間ということでございますけれども、先ほど言いました令和2年度に実施した際は、約3か月を要しております。また、今回、その減免をするというような場合には、最短でも4か月程度かかるのではないかと考えております。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 まあまあかかるなというような印象です。上水道の基本料金減免は、従来、支援が届きにくかった住民税非課税などに該当しない単身世帯では恩恵を感じやすい一方で、水道使用量の多い子育て世帯などでは、基本料金減免の効果は限定的ではないかと思います。従量料金も含めた減免制度というのは制度上可能でしょうか。事業者への支援も含めて、お答えください。

○岡田議長 下関上下水道局長。

○下関上下水道局長 従量料金も含めた水道料金の減免は、制度的には可能と考えております。しかし、従量料金を含めた減免といたしますと、システム改修にさらなる時間とコストがかかるということになります。また、支援の公平性の観点から、基本料金部分の減免が適切ではないのかというふうには考えてはおるところでございます。他の自治体の例も、基本料金部分を減免するところが多いというふうに認識をしております。

また、事業者の減免についてでございますけれども、制度としては事業者は除外されではありませんで、対象とすることができるものと考えております。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 その従量料金も含めた減免はできないことはないけど、ハードルが高い。事業者の支援もできるということを理解しました。

今回取り上げた2つの事業は、市民が特に申請などの手続をしなくても受け取れる、いわゆるプッシュ型の支援となります。物価高騰は大半の市民に降りかかってくることですので、市民にあまねく行き渡るという観点からは、金券配付と水道料金減免に優位性があると考えております。水道料金の減免は、迅速かつ低成本で実施できる可能性が高いです。おこめ券の場合は、手数料として特定の団体への利益誘導になるとか、使える店舗が限られるなどの問題点があります。私、独自でSNSなどを通して市民へのアンケートをしたところ、水道料金減免のほうがおこめ券より希望者が多いという結果でした。会う人ごとに、水道料金の減免がいいか、おこめ券がいいかというふうに聞いてみたんですが、お米不足によって、先々までのお米の確保をしているんだという方もおられて、この辺りの地域では、農家から直接お米を購入したりということもありますので、おこめ券よりも、より汎用性の高い金券というものが選択肢に入ってくると思います。閣議決定の内容によりますと、両方実施ということも可能のようです。こういった国による給付というのは、物価高の折、市民にとってはありがたい措置ですが、地方自治体の首長からは、国が決めて、事務を自治体にやらせるという国の姿勢に、国の下請ではないという声も上がっています。さらに、大阪府の交野市長や兵庫県の箕面市長がおこめ券を配付しないという宣言もされています。伊

木市長におかれましても、今の時点で何かこういった措置に思うところがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 この物価高対策につきましては、国のはうの大まかな指針が示されたところでございまして、おこめ券はその推奨メニューに入ってるというところでございます。ただ、大臣などの答弁を聞いておりますと、必ずしもそれは地方自治体にお仕着せるようなものではなく、最終的には地方自治体の考え方の中で意思決定してよいというものであるということも認識をしてるところでございます。

幸いと言うべきなのかどうか分かりませんけど、米子市におきましては、コロナ禍のところから生活支援対策、そして、その後の物価高騰対策において、ありとあらゆる手段を講じてきましたので、そのそれぞれのやった当時の、先ほどはおこめ券に関して、あるいは水道料金に関してそれぞれ答弁させていただきましたが、メリットとデメリットをよく把握しております。そうした意味では、どのメリットをしっかりと取っていくべきなのか、その際には、どのデメリットものまなければいけないこともある。それを踏まえた上で、今まさに議論をしているところでございますけれども、議員の皆様にも御相談申し上げ、最終的な意思決定をしていきたいというふうに考えております。

あらかじめ申し上げておきたいのは、繰り返しになりますけども、どの手段を取っても必ずメリットとデメリットの両方があるということでありまして、一つの手段の中で全てを賄えるようなやり方はないということをお知りおきいただきながら、皆さん

ほうでも御意見がありましたら、今のうちですけれども、御用意いただければありがたいというふうに思っております。以上です。

○岡田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 本当に市長おっしゃるとおりで、いろいろな手段をやってきたということで、本当に米子市がこの事業に関しまして先行自治体であるなというふうに感じております。市民の声をしっかりと聞いていただくということで、大変頼もしく思っておるところです。

ちょっと時間がありますので、少し私見を話させていただきまますと、高市首相の言われる積極財政につきましては、国民の多くから支持をされている一方で、市中のお金の量が増えることから、さらなる物価高騰を招くおそれもあります。また、財源として国債を多く発行することで、円の価値そのものを下げることになれば、円安による物価高騰や住宅ローン金利の上昇も追い打ちをかけることになります。今回の重点交付金も、そういった矛盾をはらんだ政策ですので、手放しでは喜べないと感じています。ただ、物価高騰が市民生活を直撃する中、交付されるものを使わないという選択ができないということも明白であります。だからこそ、これまでのポイント還元など、消費したらお得がありますよという事業者支援の色合いが強く、特定の市民に利益があるものから、市民生活を直接下支えする支援へ転換し、生活基盤を守る施策へと発展させていく必要があります。市長が言われるように、様々な支援の組合せというものがそのために有効になってくると思いますので、本市が地域の実情に即した実効性のある交付金活用を行いますよう強く求めまして、私の質問を終わります。

○岡田議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会し、明5日午前10時から会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時12分 散会